

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、妻と共にA市からB市へ引っ越した後、同市役所の担当窓口で国民年金の加入手続を係員の指示どおり行った。重要なことなので何度も確認しながら行ったにもかかわらず、その後、加入期間について誤りがあったとして、改めて納付書の送付を受け、妻が夫婦二人の1か月分（平成元年12月）の保険料を銀行振込で納付した。これによって年金手帳に記載されている加入期間の訂正を受けることができた。保険料納付の事実が確認されずに市役所で年金手帳の訂正を受けられるはずは無く、申立期間の保険料未納は絶対にあり得ないと思う。速やかに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市からB市へ転居し、同市役所で転入届と共に国民年金の加入手続を行ったと主張しており、申立人の住民票から平成2年1月8日に届出していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年2月23日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況により同年1月8日ごろに加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張内容と一致する。

また、申立人の妻は、B市役所で国民年金の加入手続を行った後、しばらくして間違いがあったと同市役所から連絡があり、平成元年12月分の納付書（夫婦二人分）が届き、すぐに金融機関で支払い、後日、同市役所へ行き、年金手帳の加入期間が訂正されたと主張しているところ、B市は、資格取得日等の誤りが内部で判明した場合、何らかの通知文書又は納付書を被保険者の自宅へ送付し、その後、本人が年金手帳を市役所に持参した際にこれを訂正してい

たとえられるとしており、申立人夫婦が所持している年金手帳の国民年金被保険者の資格取得日欄には、2年1月1日から元年12月29日へと訂正された記載が確認でき、B市の訂正印が押されていることから、当該期間に係る納付書が発行され、申立人夫婦の保険料を申立人の妻が当該納付書により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、夫と共にA市からB市へ引っ越した後、同市役所の担当窓口で国民年金の加入手続を係員の指示どおり行った。重要なことなので何度も確認しながら行ったにもかかわらず、その後、加入期間について誤りがあったとして、改めて納付書の送付を受け、私が夫婦二人の1か月分（平成元年12月）の保険料を銀行振込で納付した。これによって年金手帳に記載されている加入期間の訂正を受けることができた。保険料納付の事実が確認されずに市役所で年金手帳の訂正を受けられるはずは無く、申立期間の保険料未納は絶対にあり得ないと思う。速やかに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市からB市へ転居し、同市役所で転入届と共に国民年金の加入手続を行ったと主張しており、申立人の住民票から平成2年1月8日に届出していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の同手帳記号番号は同年2月23日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況により同年1月8日ごろに加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張内容と一致する。

また、申立人は、B市役所で国民年金の加入手続を行った後、しばらくして間違いがあったと同市役所から連絡があり、平成元年12月分の納付書（夫婦二人分）が届き、すぐに金融機関で支払い、後日、同市役所へ行き、年金手帳の加入期間が訂正されたと主張しているところ、B市は、資格取得日等の誤りが内部で判明した場合、何らかの通知文書又は納付書を被保険者の自宅へ送付し、その後、本人が年金手帳を市役所に持参した際にこれを訂正していたと考

えられるとしており、申立人夫婦が所持している年金手帳の国民年金被保険者の資格取得日欄には、2年1月1日から元年12月29日へと訂正された記載が確認でき、B市の訂正印が押されていることから、当該期間に係る納付書が発行され、申立人夫婦の保険料を申立人が当該納付書により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月
② 昭和50年7月から51年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

私はA業の傍ら、地区の役員や区長を引き受けていたこともあり、B町(現在は、C市)の職員に勧められ、制度開始当初から国民年金に加入した。加入手続は住民課の職員に行ってもらい、保険料は自宅近所の同町役場の窓口を持参して納付していたが、金額はよく覚えていない。保険料の納付は3か月ごと又は毎月納めていたが、立場上、役場に行く機会が多く、払い忘れた時には役場で保険料を職員に求められたり、妻に促されたりして、その都度、納めることもあった。途中、会社に勤めていた時期もあったが、退職後は再び国民年金に加入して保険料を払っていた。送られてきたねんきん特別便には、保険料を納付していない期間があるので、その期間をよく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については1か月と短期間であり、C市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同居していた申立人の妻は、当該期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人だけ納付しないことは不自然である。

申立期間③については、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、申立人は、申立期間前の昭和51年度の保険料(12か月)を過年度納付し、当該期間直後の53年度の保険料(12か月)を現年度納付していることが確認できるところ、申立人は、申立期間である52年度(12か月)の前後を通じて住所や仕事など生活状況に大きな変化も無いことから、当該期間の保険

料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、B町役場で直接、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の住居は同町役場から徒歩約2分の距離にあり、同町役場で直接保険料を納付することは容易であったと考えられる上、申立人は、昭和36年度の制度開始当初から、申立期間を除く加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間①及び③の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、申立期間②直後の期間である昭和51年度の保険料を過年度納付していることが確認できるほか、同被保険者原票においても、当該保険料を昭和54年3月に過年度納付したことをうかがわせる記載が確認できることから、申立期間は、時効により保険料を納付できなかった期間と考えるのが自然である。

また、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年7月9日から同年10月21日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日は昭和20年10月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月9日から同年11月1日まで
② 昭和20年11月1日から同年12月5日まで

私の夫は、昭和19年10月2日から26年10月31日まではA社C工場に、同年11月1日からはD社（現在は、E社）に異動して46年6月10日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和19年10月2日から20年10月31日までの間、A社C工場に継続して勤務していた。」と主張しているところ、B社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、19年10月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年10月20日に退職したことが確認できる上、同社は、「健康保険・厚生年金保険被保険者名簿のとおり、19年10月2日に資格取得し、退職した翌日の20年10月21日に資格喪失の届出を行ったと推測される。」と回答している。

また、A社C製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の名前及び性別が誤って記載されていることが確認できる上、資格喪失日の記載も無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、資格喪失日を訂正した記載が確認できる。

さらに、B社は、「申立人の記録について昭和20年7月*日に資格喪失とあるのは、同日にF市内では大規模な空襲があり中心部は壊滅状態となったことから、空襲により保険出張所(当時)の資料が焼失したこと等により空襲の日を資格喪失日としたのではないか。」と回答しているところ、日本年金機構は、「当該空襲によって焼失した書類もある。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和20年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から、80円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、昭和20年10月21日から同年11月1日までの期間について、申立人は、「当該期間についてもA社C工場に継続して勤務していた。」と主張しているが、上記のとおり、B社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同年10月20日に同社を退職していることが確認できる。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、当該期間に被保険者資格を有する元従業員19人に聞き取りを行ったが、全員が申立人を記憶していない旨の回答をしており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立人は、「昭和20年11月1日からD社に勤務していた。」と主張しているが、E社が保管する厚生年金資格取得・喪失台帳によると、入社年月日が昭和20年11月18日であることは確認できる。

しかしながら、E社が保管する健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、昭和20年12月5日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、E社は、「申立期間②当時は、臨時雇用者は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるが、申立人は、厚生年金資格取得・喪失台帳において、入社年月日が昭和20年11月18日であることは確認できるものの、資格取得までの期間が1か月未満であることから、その間の雇用形態は臨時雇用者ではないか。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①のうち昭和20年10月21日から同年11月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和20年

10月21日から同年11月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月1日から36年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を35年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月1日から36年1月1日まで
昭和34年4月にA社B工場に臨時社員として入社し、翌35年10月1日に本採用になったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得記録が36年1月1日となっており事実と相違しているため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の被保険者記録及びA社が発行した在籍期間証明書から、申立人が、申立期間において同社B工場で勤務していたことが確認できる。
- 2 申立期間のうち、昭和35年12月1日から36年1月1日までの期間については、申立人と同様、35年10月1日に正社員として採用され、申立人とほぼ同じ職種の元同僚が所持する36年1月の給与明細書から、35年12月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書を所持している上記の元同僚の36年1月分の給与明細書における保険料控除額から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、上記の元同僚が所持する同年 5 月から同年 12 月までの給与明細書により、当該期間において、健康保険料又は厚生年金保険料のいずれかの保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、いずれの保険料であったかは、当該給与明細書の記載からは明らかでない。

しかしながら、当該保険料の控除額は、給与総支給額から推計される当該事業所に係る健康保険組合における健康保険料額とほぼ一致する上、昭和 36 年 1 月から同年 7 月までの給与明細書に記載されている健康保険料控除額ともほぼ同額であることから、健康保険料として控除されたものと推認される。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記の元同僚も、申立人と同様に当該期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月16日から同年10月16日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、平成21年1月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社において継続して勤務し（昭和48年9月16日に同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は母親の反対を押し切り、昭和48年4月にA国に渡って結婚した。

出産のために一時帰国した昭和56年に、母親は、私の将来を心配し、自身の老後を照らし合わせながら、国民年金保険料について、「全部払っておいてあげたから。」と言ってくれた。その母親は61年に亡くなり、保険料の納付状況などは分からないが、あの時の母親の言葉を信じているので、未納期間があるはずはなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の国民年金保険料について、死亡した母親が、「全部払っておいてあげたから。」と言ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の払出日から昭和50年4月ごろに払い出され、このころに加入手続を行ったものと推認できるため、申立期間の保険料を過年度納付及び第2回特例納付（実施期間は、49年1月から50年12月まで）により納付することが可能であったが、申立人の国民年金被保険者原票によると、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付した記録は確認できない上、同原票の記載内容に不自然な点は見られず、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親の納付記録も当該期間は未納となっている上、申立期間直後の昭和56年度の申立人の国民年金保険料は昭和57年8月に過年度納付されていることが確認でき、この時点で、当該期間の一部は時効により納付できない期間

となる。

さらに、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しているため、当該期間の加入及び納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成元年7月まで

私が20歳になった昭和60年*月ごろ、母がA市B区役所へ出向いて私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、保険料は冊子になった納付書により、1か月ずつ同区役所で納付していた。それなのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する平成3年度国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、平成3年8月に異動処理を行ったことが記録されていることから、同年7月ごろに国民年金の新規加入の届出を行ったとみられるところ、同年4月から同年8月までの保険料を同年8月30日に一括して現年度納付していることが確認できる上、オンライン記録によると、元年8月から3年3月までの保険料を同年10月から4年12月にかけて順次、過年度納付（計16回）しており、申立人は、新規加入に伴って、時効到達（2年）前で納付が可能であったすべての期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できなかった期間であることが推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付についてすべて申立人の母親が行ったとしており、申立人の母親は、申立人が20歳の時に加入手続きを行ったと主張しているが、加入手続き及び上記の過年度保険料の納付方法等に関する記憶は明確でなく、申立人はそれらに直接関与していないため、具体的な加入及び納付の状況を確認することができない。

加えて、申立人に対して申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成3年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、国民年金の納付記録が無いことが分った。

申立期間は大学生であったが、国民年金の加入手続及び保険料納付は、母親が私の将来を考えて行っており、年金記録がおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をA市役所で行ったと主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人は昭和60年4月にB県に転居していることが確認でき、申立人が20歳に到達した同年*月に、住民登録がないA市で国民年金の加入手続を行なうことができたとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間の最後の数日を除き、B県C市に居住していたところ、同市の資格状況照会によると、申立人の国民年金の資格履歴が確認できないことから、同市において、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの期間、45年2月から同年5月までの期間及び49年11月から50年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から42年3月まで
② 昭和45年2月から同年5月まで
③ 昭和49年11月から50年10月まで

私は、昭和40年7月に離職した後、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入した後は、母と私の二人分の国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際は、その都度、国民年金の加入手続を行っていたのに、私自身の国民年金の加入記録がなく未加入とされている期間があった。

私には昭和39年ごろから不動産収入があり、当時から確定申告をしているが、確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料を控除申告していた。申立期間当時の確定申告書は紛失してしまっているが、確定申告書の国民年金保険料の控除が税務署で受理されているのに、年金記録では国民年金の未加入期間とされているのは、事務手続に不備があるためとしか考えられないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年7月、45年2月及び49年11月に、それぞれB市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年11月10日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、戸籍の附票によると、申立人の住所地は、申立期間①、②及び③につ

いて、いずれもA県B市内であることが確認できるところ、同一市役所において相違する時期の加入手続及び納付記録が、複数回にわたり欠落するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、申立期間当時に提出した確定申告書に、納付した申立期間の国民年金保険料額を社会保険料控除として申告していたためであると主張しているが、申立人は、申立期間当時の確定申告書（控）を所持していないため、社会保険料控除の申告額に、申立期間の国民年金保険料額が含まれていることが確認できない上、これら確定申告書が税務署において受理されていることをもって、直ちに申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと判断することは困難である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月まで期間及び50年4月から51年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から50年3月まで
② 昭和50年4月から51年11月まで

昭和44年4月にA市B町に引っ越した後、すぐに紺のジャケットにズボン、帽子姿のC郵便局の女性局員が自宅を訪れた。「掛け金は数百円なので、これぐらいのお金、何処へ消えたか分からない額なので、掛けておけば小遣いくらいにはなりますよ。」と言われ、ちょうど年金に興味のあった時でもあり、負担になる金額でもなかったので国民年金に加入し、さらにプラス100円くらいでより多くの年金がもらえると言われたので、付加年金にも加入した。支払った金額は定かではないが、500円から600円くらいだったと思う。そのころにしては珍しく女性の人だったので、手続した経緯については、今も鮮明に記憶に残っている。D市に転居した後も国民年金の手続を行ったが、50年3月までの保険料はA市の納付書で納めてくださいと言われ（申立期間①）、その後はD市で納めた（申立期間②）。

領収書を長年大切に保管していたが、D市に在住時、厚生年金受給年齢に達したという連絡があり、E社会保険事務所（当時）へ手続に行った際、以前勤めていた事業所の期間の記録が抜けていたことが見つかり、こんな短い期間のものでも記録が確認できたので、さすがに公の機関であると感服し、すっかり信用して邪魔になるだけの領収書は不要と思い、家計簿まで処分してしまった。現在の記録では、申立期間の保険料を納付していないことになっているが、そんなはずはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A市に在住していた昭和44年ごろ、

郵便局の女性局員に勧められて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 11 月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録及び国民年金被保険者原票によれば、申立人は同年 12 月 11 日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持している D 市で発行された「昭和 51 年度後期 国民年金保険料納入通知及び領収書」によれば、昭和 51 年 10 月及び 11 月分は「フヨウ」とされて斜線が引かれ、同年 12 月から領収印が押されていることが確認できる上、同年同月から同市で保険料の納付が確認できることから、申立人はこのころに加入手続を行い、保険料納付を開始したものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 44 年から付加保険料を納付したと主張しているが、付加保険制度が発足したのは 45 年 10 月であり、申立内容と符合しない上、A 市における申立人に係る保険料の納付記録は確認できない。

このほか、申立人に対して申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年1月から同年9月まで
病気のため、会社を辞めざるを得なくなり、それまでサラリーマンとして厚生年金保険料を納めていたが、それができなくなって国民年金保険料を納めることにした。その後もサラリーマンをしていた時期があったが、病気のため続かず、無職の間は国民年金保険料を納めてきた。まとまった金額がある時はまとめて納付したが、申立期間の平成11年1月から同年9月までは、金銭に余裕が無かったため、毎月、A社会保険事務所（当時）で納付した。その際、印鑑を押された領収書を受け取っていたが、その領収書を無くしてしまい、今では、いくら言っても信じてもらえない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立期間の保険料について、毎月、A社会保険事務所で納付していたと記憶しているものの、当該期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、同一の事務所で複数回（9か月分）に渡って繰り返し、記録の過誤が続くとは考え難い。

また、申立人及びその母親によると、申立期間の保険料納付について上記の納付場所以外に、具体的な納付の時期や受け取った領収書の仕様などの記憶は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 5 年 3 月までの期間、12 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 12 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 61 年 5 月から国民健康保険と国民年金に加入し、A 市役所で毎月、保険料を納めており、平成元年 2 月に B 市に転居後も、C 連絡所で毎月、保険料を納めてきた。その後、6 年 10 月に D 町に転居したが、D 町役場でも 12 年 11 月まで、毎月、保険料を納めていたのに、85 か月もの未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を A 市役所と B 市役所で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の 61 年 5 月 1 日付け国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替えの入力が平成 2 年 9 月に行われており、少なくとも同年同月までは、申立期間①は第 3 号被保険者のままで取り扱われていたことが確認できることから、当該月以前の期間について、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難く、申立期間①の国民年金保険料を毎月納付したとする主張と相違がみられる上、申立期間①は 83 か月と長期間であり、納付したとする記録が複数年にわたり漏れるとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②については、60 歳に達する直前に国民年金保険料を納付しても年金給付に結び付かないことを知ったため、納付しなかったかもしれないとしている上、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人の納付記録が二度

にわたって欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年ごろから51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年ごろから51年9月まで

私は、昭和42年8月に退職し、知人に勧められ、定かではないが43年か44年ごろにA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の未納分を納付した。また、はっきりと覚えていないが、おそらく口座振替で国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年か44年ごろにA県B市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は53年4月6日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が払い出された昭和53年4月時点で34歳*月であり、60歳までの国民年金保険料の納付可能月数は、当該時点でさかのぼって納付が可能な期間を含め331か月となるところ、国民年金被保険者台帳によると、申立期間のうち、51年1月から同年9月までの国民年金保険料について、2年の時効を過ぎた53年11月21日に納付されたため、還付されたことが確認できることから、申立人は、国民年金の受給要件である25年(300か月)を意識して国民年金に加入し、未納保険料をさかのぼって過年度納付した事情がうかがえる。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年5月22日に、申立期間を含む38年8月から51年9月までの期間が未納であることを社会保険事務所(当時)で確認した旨、記載されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年9月まで

A社の退職時に、会社から国民年金に加入するように指示があった。しばらく経った昭和46年10月ころ、B市C区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、同時に現金を添えて国民年金保険料を一括納付した。

60歳になり、社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認した際、上記で納付した国民年金の記録が見当たらず、納付できない。調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無く、同手帳記号番号払出簿にも、申立人の同手帳記号番号の発行の記録は無い上、申立人自身も国民年金手帳の発行を受けた記憶が無いことから、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B市C区役所では、申立人の国民年金台帳（資格記録・納付記録）を確認、検索したが、申立人に係る国民年金の加入及び保険料納付の記録は確認できないとしており、オンライン記録と同様に、申立人の国民年金への加入手続き及び納付状況を確認することはできない。

さらに、申立期間は国民年金被保険者資格が無い未加入期間であり、制度上、申立人は保険料の納付対象とされていない上、申立人が納付したと記憶する保険料額は、実際の保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、保険料の納付方法についても申立人は明確に記憶していない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年10月まで

私は、老後の生活を考え、昭和46年1月から国民年金に任意加入し、保険料を納付してきた。ところが、47年11月から納付した記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に国民年金に任意加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、47年12月16日に払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金任意加入被保険者としての資格取得日は、47年11月1日と記録されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及び資格取得日は、47年11月1日と記載されていることが確認できることから、いずれも資格取得の記録は一致している。

また、国民年金手帳の昭和47年度の国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間の一部である昭和47年4月から同年10月までの欄に、「不用」と押印されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金に加入したとしている昭和46年ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年5月まで

私は、平成17年に年金裁定請求のため、A社会保険事務所（当時）で相談したところ、未加入期間があることが分かった。

私は、昭和45年ごろから、婦人会の役員が集金に来ていたので、確かに国民年金保険料を納めていたにもかかわらず、記録が無くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろから国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続の時期に関して申立人の記憶と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人及び申立人の夫は昭和51年6月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が所持する昭和51年度国民年金保険料集金（検認）カードによると、5月の欄に「今月迄不要」のスタンプが押されており、6月の欄には「検認 51. 6. 17 B町」のスタンプが押され、7月以降の欄には集金人の印が押されていることが確認できることから、上記、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年9月まで

昭和43年ごろにA市B区役所の人が訪ねて来て、「1、2年後にサラリーマンの妻も国民年金に加入することになるので、早く加入した方が加入年数で有利になる。」と勧誘され、将来受け取る年金額が多い方がよいと思い、二種類の納付額のうち、200円ほど多い方の保険料を納め始めた。

加入手続などは覚えていないが、夫が当初から保険料を継続して納めており、夫によると、3か月ごとに納付書が送られてきて、金融機関で保険料を納めていたが、61年から1年分をまとめて納めるようになったと聞いている。

ねんきん特別便が送付され、保険料の納付記録が抜けていることが分かり、申立てした際に戸籍謄本の交付を受けにA市B区役所に行ったが、過去の住所が違っており、訂正されたこともあったので、年金記録についても詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和51年9月24日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金被保険者原票及び年金手帳には、同年10月12日に初めて任意加入被保険者として資格を取得していることが記載されていることから、申立人は、申立期間に国民年金の被保険者として取り扱われておらず、制度上、未加入期間となるため、保険料の納付を要する期間とはならない上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、すべて申立人の夫が行っていたとしているが、申立人の夫は、当該加入手続を

行った時期及び保険料額などについて明確に記憶しておらず、記憶している内容についても、加入当初から、より多く年金額を受け取るため、二種類ある保険料のうち 200 円ほど高い方の保険料額を納付し、納付書により金融機関で納付していたとしているが、国民年金の付加保険料制度が施行されたのは昭和 45 年 10 月からである上、A 市によれば、金融機関での納付書による納付は昭和 47 年度以降であり、それまでは職員による戸別徴収又は地域の徴収組織による集金であったとしていることから、申立人の主張内容は制度及び当時の取扱状況とは一致しない。

さらに、申立人が国民年金の加入勧奨時に説明を受けたとする被用者年金被保険者（サラリーマン）の配偶者が強制適用となったのは、昭和 61 年 4 月であることから、申立人の主張する加入時期とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月10日から23年12月ごろまで
② 昭和24年1月1日から26年12月ごろまで

私は、昭和21年1月10日にA事業所（現在は、B社）に二人の弟と共に入社し、23年12月までの間、継続して勤務した。退職後は、実家に戻り、その後はC市にあったD事業所に入社し、24年1月から26年12月までの間、継続して勤務したと記憶しているが、いずれの事業所においても、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「二人の弟と共にA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、当時の事業主の氏名及び事業所の所在地を詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿によると、A事業所は、昭和20年9月1日付けで適用事業所でなくなった後、26年7月1日付けで再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、B社は、「申立期間①当時の資料が残っていないため、当時の状況は不明であるが、当該期間において当社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務したとする二人の弟、事業主の親族及び申立人が記憶する元同僚についても、申立期間①にお

いて厚生年金保険の被保険者資格を有していないことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C市にあったD事業所に勤務していた。」と主張しているが、日本年金機構は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、D事業所の元事業主の氏名を記憶しているものの、個人を特定することが困難である上、元同僚の氏名についても正確に記憶していないため、当該事業所の元事業主及び元従業員から申立人の勤務実態及び申立人の給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2125 (事案 380 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月15日から32年7月1日まで

私は、昭和28年2月4日にA社(現在は、B社)に入社し、30年頃から会社の2階に住み、33年3月3日まで継続して勤務していた。その間、一度も会社を辞めたことは無いのに、30年2月15日から32年7月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。

給与から保険料が控除されていたはずで、納得できないので、新たな資料や事情は無いが、再度、この欠落した期間を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶が明確ではないこと、ii) 申立人が、A社において昭和32年まで一緒に勤務していたとする元同僚については、申立期間前の29年11月に同社を退職したことが確認できる上、申立期間当時、同社に在籍していた元従業員12人のうち8人は申立人のことを覚えているものの、申立期間に申立人が勤務していたかどうかについては分からないとしており、申立人の申立期間における勤務実態が明確でないこと、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に係る当該名簿の健康保険番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点はみられない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、資格喪失の年月日欄に「30年2月15日」、原因欄に「退職」と記載されていることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年2月4日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料や事情は無いものの、A社に5年間勤務していたことは間違いなく、当時の営業所長及び事務員を調査すれば事実が判明す

るはずである。」と主張して、再度申し立てている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた申立期間当時の営業所長及び事務員は既に死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務状況等について照会することができない。

また、B社では、「当社の倉庫を再度調査したが、当社がA社と合併（昭和41年*月*日）する前の従業員に係る社会保険関係の資料や人事記録は残っていない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社が、C社及びD社の運送業務を受託していた。」と供述していることから、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、当該名簿においても、申立期間に係る申立人の記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月ごろまで
② 昭和 26 年 7 月 17 日から 27 年 7 月 15 日まで

私は、A社B工場に勤めるとき、当時の同社の保安部長に保証人になってもらい、臨時工として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無く、また、C社（現在は、D社）には1年以上勤めたのに1か月しか記録がないことにも納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B工場に勤務していた。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を同社に紹介したとする保証人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること及び元従業員の証言から、申立人が同社B工場（適用事業所名はA社C営業所）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の人事台帳記録を保管しており確認したが、申立人の記録は無く当社に在職していたのかは確認できない。」と回答している。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和23年11月1日から25年2月1日までの間に被保険者資格を取得し、申立期間①に同資格を有する元従業員230人のうち、連絡先が判明した20人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち9人は申立人を記憶しておらず、残る一人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、勤務期間及び臨時工の厚生年金保険の加入状況については記憶しておらず、申立人の勤務期間等を特定することができない。

さらに、上記の名簿によると、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を

取得している者の中に申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和27年7月15日までC社に継続して勤務していた。」と主張しているが、D社が保管する退職者名簿によると、申立人は、26年7月16日退社と記載されていることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年6月1日に被保険者資格を取得している元従業員90人のうち、連絡先が判明した7人に照会したところ、5人から回答があったが、全員が申立人を記憶していない旨の回答をしており、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、D社は、「申立人に係る厚生年金保険に係る届出は保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月20日から35年1月29日まで
私は、A社を昭和35年1月に退職し、その後結婚した。将来、厚生年金を受給できると思っていたのに、平成21年10月ごろの被保険者記録照会回答票の記録では、昭和35年4月22日に一時金を受け取ったことになっている。受け取った記憶が無いので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の支給要件を満たす女性24人(申立人を除く。)の支給記録について調査したところ、22人が資格喪失日の5か月以内、残りの二人も1年以内に支給決定がなされており、このうちの一人は「会社が一括で手続をして、脱退手当金をもらった。他の従業員も皆、一時金をもらったと思う。」と証言している上、申立人と同年同月の35年1月に資格喪失している一人も、申立人と同一日(35年4月22日)に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月22日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない上、上記の被保険者名簿によると、申立人の氏名について、同年2月16日にそれまで使用していた氏名を戸籍上の氏名に訂正されていることが確認でき、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 11 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、4 か所の事業所で勤務したが、1 番目の勤務先での厚生年金保険被保険者期間だけを残して脱退手当金を受給していることになっているのはおかしい。申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 43 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間当時、外国籍（平成 19 年に日本国籍を取得）であったところ、日本国内に居住する外国人が国民年金の加入が可能となったのは、昭和 57 年 1 月 1 日以降であり、A社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失時点において外国籍であった申立人は、国民年金には加入できず、申立人が年金を受給するためには、厚生年金保険制度単独で 20 年以上の加入期間を要していたことを踏まえると、申立人が脱退手当金の受給を選択したと考えるのが自然である。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を 4 事業所で取得し、1 番目の事業所での被保険者期間のみを残して脱退手当金を受給しているのはおかしいと主張しているが、脱退手当金の計算の基礎とされた 3 事業所は同一の厚生

年金保険被保険者番号で管理されているものの、1番目の事業所のみ異なる被保険者番号で管理されている上、同番号を管轄する社会保険事務所（当時）が異なる県に所在していることから、1番目の期間のみ脱退手当金を受給していないとしても、明らかに不自然であるとまでは言えない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 11 日から 32 年 8 月 30 日まで
年金記録では、A事業所で勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることになっている。
しかし、私は、A事業所を退職した当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 32 年 8 月の前後 3 年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員は、申立人以外では一人だけであるが、当該従業員は、退職日から約 3 か月後に、また、申立人は、退職日から約 2 か月後（32 年 10 月 22 日）に、それぞれ脱退手当金の支給が決定されている。このことから、A事業所においては、脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、前述とは別の元従業員の一人は、A事業所において代理請求が行われていた旨、証言している。

また、申立期間の脱退手当金は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 20 日から 43 年 3 月 20 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社を退職し、同月か 4 月ごろに B 社に入社し、43 年 3 月、経営不振により同社が解散したと同時に退職した。同社に勤務していた期間は、当然、厚生年金保険に加入していたはずであるが、記録照会回答票では空白となっている。この間は、母が病弱であったため無保険状態であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社に入社した経緯について、具体的に供述している。

しかしながら、申立期間当時、B 社において厚生年金保険の被保険者資格を有する 22 人中、連絡先が判明した 18 人に照会したところ、回答があった 14 人のうち 11 人は「申立人の名前に記憶がない。」と供述しており、残りの 3 人のうち 1 人は「C と言う人がいたが、フルネームは分からない。」、他の二人は「聞いた名前であるような気もするが、分からない。」とそれぞれ供述していることから、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

また、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の廃業時の事業主及び経理担当者は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と供述しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人は、「B 社は、昭和 43 年 3 月、経営不振により解散し、私は、解散と同時に退職した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は昭和 51 年 11 月 30 日であることが確認でき、元従業員も「43 年 3 月に会社の解散はおかしい。」と証言しており、申立人の主張と一致しない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人が、厚生年金保険の被保険者であったとする記録は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から5年10月31日まで
② 平成5年11月15日から6年2月14日まで

私は、平成4年6月から5年10月までA社（現在は、B社）に勤務した（申立期間①）。

また、A社を退職後は、C社で勤務したが、同社では給料から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、退職後は安心だと思っていた（申立期間②）。

これらの期間については厚生年金保険の加入記録が無いが、私の妻は国民年金の第3号被保険者だったので、私は厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、A社において、平成5年4月6日に被保険者資格を取得し、同年7月5日に離職していることから、申立期間①のうち、当該雇用保険被保険者期間において、申立人が同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、同社が提出した源泉徴収簿により平成4年10月、11月及び12月の給与の支給記録が確認できる元同僚のことを記憶していることから、申立人は、4年当時においても同社に在籍していた可能性がうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B社では、厚生年金保険の適用事業所となった平成3年5月1日に従業員5人が厚生年金保険被保険者資格を取得した後、5年10月1日まで同被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、オンライン記録によると、上記の元同僚について、B社における厚

生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該元同僚に係る源泉徴収簿によると、給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞いて加入させていた。社会保険事務所（当時）への届出書類は、厚生年金保険の適用事業所となった時から保存しているが、その中に申立人に係る書類は無い。」と回答している。

- 2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間②においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が記憶している元同僚について、C社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、C社は、「高齢の従業員の中には、厚生年金保険への加入を希望しない者が多かったので、本人の意向によっては厚生年金保険に加入させておらず、加入させない場合は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

- 3 なお、申立人は、「申立期間①及び②において、私の妻は国民年金保険の第3号被保険者だったので、私は、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、国民年金第1号被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立内容と相違している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する同社が発行した在職証明書により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人が本社事務所を訪問し、現社長と面談した際、当時の社長、役員及び社員の氏名等を明確に記憶していたので、当社に勤務していたことに間違いのないとして在籍を証明した。しかし、当時の役員等は既に退職し、当時の社員名簿及び給与台帳等の書類は一切残っておらず、申立人に関する年金関係の書類等も残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間に A 社で厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先の判明した元従業員二人に照会し、そのうち一人から回答があったが、当該元従業員は申立人の記憶は無い旨の回答をしており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、A 社において昭和 51 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、公共職業安定所によると、申立人の雇用保険の被保険者記録について申立期間前後の事業所に係る被保険者記録は確認できるものの、申立期間に

係る被保険者記録は確認できないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。